

## ○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の管理職手当の

### 支給に関する規則

平成 14 年 3 月 22 日

規則第 4 号

改正	平成17年 3 月28日	規則第 2 号	平成20年12月15日	規則第 5 号
	平成17年11月18日	規則第 5 号	平成22年12月 1 日	規則第 7 号
	平成18年 3 月31日	規則第 7 号	平成25年 3 月26日	規則第 3 号
	平成19年 3 月29日	規則第 6 号	平成27年 4 月 1 日	規則第 7 号
	平成20年 3 月10日	規則第 1 号		

(趣旨)

第 1 条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 4 号。以下「給与条例」という。）第 23 条の規定による、管理職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理職の範囲及び支給額)

第 2 条 管理職の範囲及び管理職手当の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の管理職手当の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）前項の規定による額に印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員 前項の規定による額に勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職

員（以下「再任用職員」という。）で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 前項の規定による額に勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

第 3 条 管理職手当は、新たに前条の職員としての要件が具備されるに至った場合には、その日から支給し要件を欠くに至った場合には、その日以降は支給しない。

2 前項に規定する管理職手当の支給額は、その者の管理職手当月額をその月の日数（勤務を要しない日を除く。）で除して得た額にその職務に勤務した日数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（支給できない場合）

第 4 条 第 2 条に規定する職員が、月の 1 日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合には、管理職手当は支給しない。ただし、給与条例第 30 条第 1 項の規定に該当する場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により、勤務時間条例第 12 条に規定する療養休暇を与えられた場合を除く。

2 第 2 条の別表中、職の欄に掲げる事務取扱又は兼務の場合には、その事務取扱又は兼務に係る管理職手当は支給しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の管理職手当支給規則の廃止）

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の管理職手当支給規則（昭和 47 年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則第 5 号）は廃止する。

（平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における管理職手当の額の特例）

3 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間においては、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、管理職手当の額は、附則別表のとおりとする。

4 第 2 条第 2 項の規定は、前項の管理職手当の額について準用する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 18 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成18年3月31日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成19年3月29日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年3月10日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年12月15日規則第5号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 （平成22年12月1日規則第7号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 （平成25年3月26日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年4月1日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 別表（第2条）

管理職の範囲	支給額
補 職 名	
局 長	88,500円
次 長 参 事 技 監	70,800円
課 長	66,500円
主 幹	53,200円
課長補佐 所 長 副 主 幹	41,700円